

2026年労働災害防止推進計画書



京成建設株式会社 中央安全衛生委員会

1 【安全目標】 ゼロ災害

2 【安全基本方針】

- ① 安全衛生管理体制の明確化
- ② 労働安全衛生リスクマネジメントシステムの運用
- ③ 安全施工サイクルの推進とリスクアセスメントの実施
(低減措置後の再見積もりを実施)
- ④ 危険予知活動の徹底とヒヤリハット活動の推進
- ⑤ 安全第一であることの確認と意識の向上
(安全綱領の掲示と唱和の継続)
(過去の重大事故の風化防止、伝承教育の実施)

3 【労働災害防止対策】

- ① リスクアセスメントを取り入れた施工計画及び作業手順書を作成、関係作業員への周知徹底
- ② 安全工程打合せと安全指示事項伝達記録の徹底
- ③ 朝礼、KY、作業打合せ(リスクアセスメントを取り入れた全員参加の危険予知活動等)の実施
- ④ 墜落・転落、重機災害、飛来落下災害防止対策の徹底
- ⑤ 重機等の作業計画作成と関係者への周知徹底
- ⑥ 職長・作業主任者、オペレーター等責任者及び有資格者の配置とその確認
- ⑦ 作業中の巡回点検及び指導監督とその記録の徹底
(1日最低2回実施、午前中1回、午後1回)
- ⑧ 作業員に対する安全衛生教育の実施
- ⑨ 健康診断受診の確認及び作業員の健康チェック
(作業開始前 健康状態の把握)
- ⑩ 高齢者・高血圧者の適正配置の指導とその記録
- ⑪ 長時間労働による健康障害防止対策の実施
- ⑫ メンタルヘルス対策の実施
- ⑬ 危険個所等において退避や立入禁止等の措置の対象範囲を作業場で作業に従事する全ての者に拡大
- ⑭ 危険個所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方に
対する保護具等使用の必要を周知
- ⑮ 車両運転前後のアルコールチェックの完全実施
- ⑯ 熱中症対策(体調不良者への対応)の徹底
- ⑰ 高年齢労働者の労働災害防止の推進
・高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理
・厚生労働省が定める指針に基づいた取り組み

区分月	重 要 項 目	実 施 事 項
1月 ～ 3月	1 安全衛生管理体制の強化	① リスクアセスメントを取り入れた施工計画及び作業手順書を作成し、内容の検討及び改善を図ろう ② 職長その他、担当者の役割を明確にしよう ③ 全作業員に連絡及び安全指示の周知徹底を図ろう
	2 建設機械災害の防止	① 重機等の作業計画を作成し、関係作業員等へ周知徹底させよう ② 始業前点検と資格者の配置を確認し、作業半径内立入禁止措置、重機と作業員の分離を徹底しよう
	3 墜落、転落災害の防止	① 足場等の組立は事前に足場計画及び組立図を作成しているか確認しよう ② 足場等の始業前点検及び不安全行為禁止等を徹底しよう ③ 手すり先行工法を使用しよう 幅が1m以上ある場合は、本足場を使用しよう ④ 足場の組み立て・変更・一部解体・悪天候後は、元請事業者も点検し、記録に残そう
	4 石綿障害の防止	① 石綿含有建築物の解体・改修工事では石綿則等の遵守を徹底しよう
	5 鉄道工事災害の防止	① 列車見張員の適正配置をし、待避場所の確認をしよう
	6 作業環境改善と健康管理	① 健康診断受診の確認及び作業員の健康チェックをしよう ② 整理・整頓・清掃・清潔・習慣化(5S)に対する作業員の意識を高め安全を確保しよう
4月 ～ 6月	1 労働安全衛生マネジメントシステムの計画	① 労働安全衛生目標の設定及び達成するための実施事項の計画をしよう。安全衛生計画書の作成、見直しをしよう (前年度の結果を踏まえ、継続的な改善をおこない、PDCAサイクルの浸透をしよう)
	2 交通労働災害の防止	① アルコールチェックを完全実施し、公道を走行する際は交通ルールを守ろう ② 「安全運行」管理を徹底し、交通労働災害防止に努めよう
	3 飛来落下災害の防止	① 飛来落下危険の有る場所には、防網施設、立入禁止等適切な措置をしよう ② 荷の吊り上げ・吊り下げ時にワイヤーモッコ等の点検をしよう ③ 吊荷の下に立ち入らないようにしよう
	4 土砂崩壊災害の防止	① 降雨後の点検を実施し、安全を確認しよう ② 掘削面の上下作業を禁止し、安全こう配を守ろう
	5 倒壊災害の防止	① 型枠支保工の組立は組立図により行なっているか確認しよう ② 足場や型枠支保工には壁つなぎ、水平つなぎ、筋交い等が安全基準通り設けてあるか確認しよう
	6 鉄道工事災害の防止	① 軌道内の入り口は指差し呼称を励行しよう ② 有資格者の直接指揮を確認しよう
	7 作業環境改善と健康管理	① 高齢者・高血圧者への面談を実施し適正配置をしよう ② 整理・整頓・清掃・清潔・習慣化(5S)に対する作業員の意識を高め安全を確保しよう
7月 ～ 9月	1 熱中症の防止	① 涼しい休憩場所の確保、水分・塩分等を備えて熱中症予防対策を徹底しよう ② 暑さ指数(WBGT)の把握と、各指標における対策、作業制限等の指針を作成しよう ③ 各作業現場の特性に応じた、熱中症対策、体調不良者への対応を実施しよう
	2 工具の適正使用	① 工具の正しい取扱い方法を知ろう ② 工具の使用に潜んでいる危険を理解しよう
	3 感電災害の防止	① アースの確実な設置、漏電遮断装置の作動確認を徹底しよう
	4 墜落、転落災害の防止	① 移動足場は使用上の注意事項を徹底させよう(脚立使用のルールの確認をしよう) ② 高所作業は墜落制止用器具の使用を徹底しよう ③ 移動足場(ローリングタワー)の使用は「使用上の注意」標識を設置し、転倒・墜落防止を徹底しよう
	5 鉄道工事災害の防止	① 作業開始前の安全打合せ及び点検をしよう ② レール等重量物の運搬は合図を確認しよう
	6 作業環境改善と健康管理	① メンタルヘルス対策の実施をしよう ストレスチェックを行い、自分のストレス状況を確認しよう ② 整理・整頓・清掃・清潔・習慣化(5S)に対する作業員の意識を高め安全を確保しよう
10月 ～ 12月	1 労働安全衛生マネジメントシステムの上期達成度確認	① 労働安全衛生目標の上半期の達成状況を確認しよう。 ② 更なる追加措置や、施工計画に変更がないか確認しよう
	2 転倒災害の防止	① 転倒の危険がある箇所に表示等を揭示し、危険の見える化を図ろう ② 日が落ちるのが早いので投光器等による点灯で作業通路の安全確保を行おう
	3 火災、爆発災害の防止	① 引火物、爆発物等の管理を徹底しよう。 ② 溶接作業等での火気の飛散防止措置を講じよう
	4 酸欠、有害ガス災害の防止	① 測定、調査、点検を確認しよう ② 換気を行うほか、呼吸用保護具を着用しよう
	5 第三者災害の防止	① 立入禁止措置、標識板を揭示して第三者への注意喚起をしよう ② 誘導員を配置しよう
	6 鉄道工事災害の防止	① 列車接触事故防止の基本動作を確実に実施しよう ② 単独作業、単独行動の禁止を徹底しよう
	7 作業環境改善と健康管理	① 作業員に対する安全衛生教育の実施をしよう ② 整理・整頓・清掃・清潔・習慣化(5S)に対する作業員の意識を高め安全を確保しよう ③ 化学物質のリスクアセスメントを実施しよう。また、SDSを保管場所に掲示し、危険性を周知させ、取り扱いを厳守させよう

2026年労働災害防止実施細目



京成建設株式会社 中央安全衛生委員会

1 【安全衛生管理体制の確立】

- ① リスクアセスメントを取り入れた施工計画を作成し、内容の検討及び改善を図る
- ② 総括安全衛生責任者による統括管理（工程管理、機械の配置、作業間の連絡調整、安全施工サイクルの実施）
- ③ リスクアセスメントを取り入れた作業手順・危険予知活動の完全実施・作業手順の末端作業員までの明確な指示体制の確立及び指導
- ④ 協議組織の設置運営(毎月1回以上開催)
- ⑤ 現場巡視(1日最低2回実施)等による指導監督及び安全指示書の発行
- ⑥ 安全点検の完全実施及び記録保管の徹底
- ⑦ 新規入場者教育の実施(健康チェック)及び中高年齢作業員に対する適正配置の徹底
- ⑧ 資格等の原本確認及びその写しの保管
- ⑨ 設置・計画届に変更が生じる場合、事前に変更届の提出
- ⑩ 社会保険等未加入企業に対しての元請指導の実施
- ⑪ 元請職員による安全指導の繰り返し実施と安全意識の高揚
- ⑫ 高年齢労働者の労働災害防止の推進

2 【建設機械災害の防止】

- ① 工具等の正しい使用方法の徹底(正しい使用方法、始業前点検)及び機械、玉掛け用具等始業前及び定期点検の実施と点検記録の保管
- ② アウトリガー・拡幅式クローラーを有するクレーンの使用時における
 - ① アウトリガー・クローラーの充分な張り出し確認
 - ② 地盤確認後のアウトリガーの適正位置への設置(鉄板の中央部分)
- ③ 適正な玉掛けの励行、合図方法の統一(見える場所に掲示)及び資格等の原本確認
- ④ クレーンのつり荷下への立入禁止及び作業半径内の立入禁止措置、監視人の配置、近隣架空電線等の防護、架線近接作業時に監視人の配置
- ⑤ 作業の性質上やむを得ない場合等の車両系建設機械による荷のつり上げ作業に対する安全措置の徹底(適正な機械か、クレーンの資格・玉掛けの資格)
- ⑥ リフト・エレベーター等の昇降路に作業員の進入防止措置の徹底及び頂部安全装置点検通路の確保
- ⑦ 車両系建設機械を用いて行なう作業は機械と作業員の接触防止措置を明示した作業計画、作業手順を作成し、関係作業員への周知徹底及び計画に基づく実施状況の確認
- ⑧ 車両系建設機械等の特定自主検査の実施及び検査結果の写しの保管
- ⑨ 挟まれ・巻き込まれ防止のための作業手順の周知及び立入禁止区画の明示、徹底
- ⑩ 機械の修理、点検、清掃、運転停止の確認、起動スイッチの管理の確認

3 【墜落、転倒災害の防止】

- ① より安全な足場、作業床の確保及び足場の構造、作業床幅に応じた最大積載荷重の表示(手摺先行工法の実施、開口部等危険の低減)
- ② 足場、鉄骨及び木造等組み立て作業主任者の直接指揮の徹底
- ③ 墜落危険箇所の手摺、防護柵、安全ネットの設置及び表示等の確認
- ④ 親綱の適切な設置(「墜落防止用器具使用」標識を設置し、その使用の徹底)
- ⑤ 高所作業員の適切な配置、フルハーネス型墜落防止用器具の着用(高さ5.0m以上)
- ⑥ 架設通路、昇降設備の設置(昇降階段に2段手摺又は手摺枠を設置、巾1200m/mの枠組足場を使用して安全通路巾40cm以上の確保)
- ⑦ 足場上のゴミ・廃材の撤去及び適切な照明設備の設置
- ⑧ スレート屋根等での歩み板(巾30cm以上)完全設置
- ⑨ 移動足場(ローリングタワー)の使用は作業員の注意を喚起し転倒防止、墜落防止の徹底(取扱責任者を決め、「使用上の注意」標識を設置)
- ⑩ 2m以上の可動式足場の事前計画、作業開始前点検の完全実施及び点検記録の保管
- ⑪ 立ち馬の適正使用(移動式足場の確実な固定、脚立作業は狭所以外は原則禁止)
- ⑫ 梯子や脚立が作業床としての使用自体が避けられないか事前検討の実施
- ⑬ 足場の組立て等特別教育の実施の確認
- ⑭ 法面勾配40度以上のロープ高所作業における有資格及び転落防止措置の実施の確認

4 【土砂崩壊災害の防止】

- ① 掘削箇所の立地条件、土質、埋設物の事前調査
- ② 地山の種類に応じた安全勾配の確保又は組立図に基づく土どめ支保工の設置
- ③ 掘削作業における必要な照度の確保(推進工法)
- ④ 始業前、降雨等崩壊危険のある掘削法面の安全確認及び養生
- ⑤ 作業主任者の直接指揮の徹底
- ⑥ 掘削面の上下における同時作業の禁止(合図方法の確立)
- ⑦ 日々の点検、中地震・大雨時の点検の徹底

5 【倒壊災害の防止】

- ① 足場や型枠支保工の組立は、必ず組立図(部材の配置、部材の接合方法、部材の寸法)を作成し、当該組立図による施工の徹底及び関係者以外の立入禁止措置
- ② 型枠支保工は水平方向の荷重に対する安全基準の確認
- ③ 足場や型枠支保工には、壁つなぎ、水平つなぎ、筋交い等の設置及び脚部の滑動防止措置
- ④ 仮設物の材料には著しい損傷、腐食、変形等開始前及び定期点検の実施
- ⑤ 作業主任者の直接指揮の徹底(墜落防止用器具、保護帽の使用状況を監視)
- ⑥ コンクリート打設中の階の下は関係者以外立入禁止措置の徹底
- ⑦ コンクリート擁壁付近での掘削作業に対する倒壊防止の措置

6 【飛来落下災害の防止】

- ① 飛来落下の危険の有る場所には防網施設、立入禁止等の適切な措置
- ② 荷のつり上げ、つり下げ作業においては荷がばらけて飛来落下しないようにワイヤーモッコの使用、結束等の適切な措置(3・3・3運動の推奨)
- ③ 吊荷の下に立ち入らないよう作業状況の指導及び確認
- ④ 強風により飛来する恐れのあるものにはシートで覆う、結束する、重しを載せる等の適切な措置
- ⑤ 足場上に材料、工具等の物を置かない
- ⑥ 上下作業の原則禁止

7 【転倒災害の防止】

- ① 作業通路における段差等の解消、段差箇所の明示
- ② 転倒危険箇所の表示等、危険の見える化の実施
- ③ 5S活動の徹底による作業床や通路等の安全確保
- ④ 周囲が暗くなる前に早めの点灯による、作業床や通路等の安全確保
- ⑤ ながら作業による転倒・躓き・踏み外し防止対策の徹底

8 【火災、爆発災害の防止】

- ① 火気の使用は火元責任者等の選任並びに、必要な設備の設置と点検
- ② 採暖及び喫煙時の場所指定、指定場所以外の火気の使用禁止
- ③ 引火物、爆発危険物等の保管場所の指定及びSDSの表示・掲示並びにその付近での火気の使用禁止措置
- ④ 溶接、溶断作業等での火気の飛散防止、引火防止措置の徹底
- ⑤ 消火設備等の配置及び表示の徹底
- ⑥ 発生のおそれのある可燃性ガス濃度の測定、その爆発防止対策の徹底

9 【交通労働災害の防止】

- ① 無免許運転、飲酒運転、携帯電話をかけながらの運転の禁止※飲酒運転、スマホながら運転は、自転車も含む
- ② アルコールチェックの確実な実施、交通ルールの遵守
- ③ 運転者の疲労防止のため労働時間管理に留意
- ④ 降雨、凍結等によるスリップ事故に注意
- ⑤ マイクロバスなどで作業員を輸送する場合の安全運転管理者の選定
- ⑥ マイカー通勤の禁止(許可車両は除く)
- ⑦ 交通誘導員(警備員)の巻き込まれ交通事故防止対策の実施

10 【感電災害の防止】

- ① 一般作業員の仮設電気配線の禁止
- ② アースの完全設置と分電盤内行先表示の徹底
- ③ 3芯用電動工具使用の徹底と点検の実施及び点検記録の保管
- ④ 漏電遮断機、自動電撃防止装置の始業前作動点検の完全実施
- ⑤ 仮設配線、移動電線、接続器具等の絶縁被覆の点検
- ⑥ 原則、路面配線の禁止、地這い配線の際は防護措置の実施
- ⑦ 有資格者による分電盤、仮設配線等の定期点検の実施及び点検記録の保管
- ⑧ 服装のチェック(手袋の使用、汗で濡れていないか他)の実施

11 【酸欠、有毒ガス災害等の防止】

- ① 有資格者による測定器具の点検及び作業前測定の実施
- ② 作業に応じた適切な換気の実施(事前実施、作業中実施)
- ③ 保護具の備付け及び換気設備点検の実施
- ④ 作業主任者の直接指揮、監視人の配置
- ⑤ 作業前後の人員点呼の実施
- ⑥ 危険場所への立入禁止措置及び表示
- ⑦ 避難用具、救助用具等(空気呼吸器、梯子等)の備付け
- ⑧ 従事作業員の特別教育の確認

12 【鉄道工事災害の防止】

- ① 列車との接触災害防止計画の作成(鉄道施設への配慮を含む)
- ② 線路歩行時の指差確認及び対面歩行の徹底
- ③ 施工基面への待避の徹底
- ④ 列車見張員の適切な配置及び安全指示・確認の徹底(離れゴマにしない)
- ⑤ 見通し距離の作業前の確認及び横断する際の手順の確認(ルール)
- ⑥ 列車の運行状況等の確実な把握(列車運行図表、ダイヤに頼らない)
- ⑦ 適切な監視体制の確立及び立入禁止措置
- ⑧ 作業開始前ミーティングの実施及び基本動作の確認
- ⑨ 夜間作業における線路閉鎖、き電停止の確認
- ⑩ 夜間作業における合図の確認
- ⑪ 待避場所の確保とその周知徹底(列車通過後、右左を指差呼称し安全確認の徹底)
- ⑫ 定期的な教育の実施(基本動作の徹底、建築限界の周知徹底)
- ⑬ 重機使用上の安全確認とトロ台車への乗車禁止の徹底
- ⑭ レール等重量物運搬時の合図の徹底
- ⑮ 橋梁、吊り足場等からの物の落下、垂れ下がり防止対策の徹底

13 【作業環境改善と健康管理】

- ① 新型コロナウイルス感染症、その他感染症予防対策の徹底
- ② 熱中症対策(体調不良者への対応)の徹底
- ③ 整理・整頓・清掃・清潔・習慣化(5S)の高い意識の浸透と作業安全の確保
- ④ SDSを対象物毎に作業場・保管場等の見やすい所に表示・掲示し全作業員に周知
- ⑤ 健康診断受診の確認(作業員名簿)及び作業員の健康状態・健康チェックによる不適格者の事業主への連絡並びに適正配置の指導
- ⑥ 始業前の職長等による健康チェックの実施(可能な限りWチェック実施)
- ⑦ 健康障害作業に対する予防措置の徹底(じん肺、振動、騒音、腰痛)
- ⑧ 中高年齢作業員、高血圧者等に対する体力、技能等に応じた適正配置、面談
- ⑨ 特定業務従事者の特殊健康診断実施の指導
- ⑩ 石綿粉じんの飛散防止対策及び作業員へのばく露防止対策の徹底
- ⑪ 労働時間の短縮及び長時間労働者への対策の実施
- ⑫ ストレスチェックの実施
- ⑬ 化学物質リスクアセスメントの実施及び周知

14 【第三者災害の防止】

- ① 防護柵、養生金網、シート等の設置及び点検の実施
- ② 安全柵、安全灯等の設置及び点検の実施
- ③ 作業所外の整理・整頓・清掃・清潔・習慣化(5S)の徹底
- ④ 異常気象(突風や強風)、振動による資材等の飛来落下防止措置
- ⑤ 交通誘導員等の適正配置及び歩行者の安全通行の確保
- ⑥ 工事関係者以外の立入禁止措置(休工時の侵入防止措置、防災対策の実施)
- ⑦ 標識掲示による第三者への注意喚起